

医療法人育生会篠塚病院面会運用規程

(目的)

第1条 本規程は、医療法人育生会篠塚病院（以下、当院）の入院患者への面会について必要な事項を定め、十分な安全確保・感染拡大防止・防犯対策に配慮しつつ、入院患者と家族との交流を図ることで患者の心身の安定、治療意欲や身体機能の向上に資することを目的とする。

(面会時間)

第2条 入院患者に面会できる時間は日曜祝日を除く、14時00分～16時30分とし、入院患者1名に対し面会時間は30分までとする。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会場所)

第3条 入院患者の病室内（多床室ではベッドサイド）とする。

(面会人数)

第4条 1回の面会につき4名までとする。

- 二 30分間の面会時間の中であれば面会者は交代可能とする。
- 三 入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会受付)

第5条 当院1階受付にて所定の面会受付票に必要事項を記入し、受付職員から面会札を受け取り、病棟スタッフに声をかけてから入院病室に入る。

(面会の条件)

第6条 面会者は不織布マスクを装着し、病室の入室前後に手指衛生（手指消毒、または手洗い）を行う。

- 二 面会者に発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がない。
- 三 入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会者の遵守事項)

第7条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。

二 面会者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 患者・面会者ともに病棟・病室で飲食すること。
- (2) 飲食物・生花（鉢植えを含む）を持ち込むこと。
- (3) 酒気を帯びて面会すること。
- (4) 面会中に喫煙すること。

三 当院は、面会者が規程に違反、またはそのおそれがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第8条 入院患者が感染症を発症、または、発症者と同室（濃厚接触者）であった場合。

二 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。

三 周辺地域における感染症等の発生状況により、当院が面会制限の必要性を判断した場合。

四 医療安全上、必要と判断される場合。

(周知方法)

第9条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

附則

この規定は、2026年5月22日から施行する。